

〈合同プロジェクト研究（日韓）本調査実施までのフロー（簡略版）〉

- ① 採択された合同プロジェクト研究（日韓）の代表研究者と学会との間で、守秘義務契約を結ぶ。
- ② 代表研究者は、事務局から本学会の修練施設の連絡先データを受け取り、一次調査(同研究への参加の有無等のアンケート)を実施する。また共同研究機関である韓国側の研究責任者と連携し、韓国においても一次調査を実施する。
- ③ 代表研究者は、上記②の結果に基づき実際の研究計画書を作成する。多機関共同研究においては、原則として代表研究者の施設で一括審査を行い、所属施設の倫理審査委員会で審査を受けて所属施設長の承認を得る。
- ④ 代表研究者は、所属施設の倫理審査承認証明書等と更新した正式な研究計画書を事務局へ送付する。
- ⑤ 事務局は、同証明書等と研究計画書を、合同プロジェクト委員会、および倫理委員会に報告する。研究内容の審査は合同プロジェクト委員会が主体となっていくが、倫理的側面は倫理委員会で審査する。両委員会で異議があった場合は、代表研究者に研究計画書の改訂を指示する。
- ⑥ 上記⑤で、両委員会に異議がなければ、理事会に諮り承認を受ける。理事会で異議があった場合は、代表研究者に研究計画書の改訂を指示する。
- ⑦ 上記⑥で異議がなければ、事務局から代表研究者に本研究開始を伝える。